

さんご漁業（造礁さんご）

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、さんご漁業（造礁さんご）とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、2 隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (4) 操業区域は、小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）
- (5) 漁業時期は、周年とする。
- (6) 漁業を営む者の資格は東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること。）。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 7 年 2 月 14 日から同年 3 月 14 日までとする。

さんご漁業（本さんご）

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、さんご網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、20 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年（6 月 1 日から同月 30 日までを除く。）とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 7 年 2 月 14 日から同年 3 月 14 日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
4 隻	伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、孀婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線をいう。以下同じ。）までの伊豆諸島地先海面をいう。）ただし、以下に定める A 線と B 線との間の海域及び北緯 30 度 00 分（測量法第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）以南の海域を除く。 A 線：次のア、イ及びウによって構成される線	東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること）。
1 隻	ア 東経 139 度 08 分以西にあっては北緯 34 度 24 分の線 イ 東経 139 度 15 分以東にあっては北緯 34 度 17 分の線 ウ 東経 139 度 08 分と東経 139 度 15 分との間にあっては次の（ア）、（イ）及び（ウ）を順に結んだ線 （ア） 北緯 34 度 24 分 東経 139 度 08 分の点 （イ） 北緯 34 度 19 分 東経 139 度 10 分の点 （ウ） 北緯 34 度 17 分 東経 139 度 15 分 B 線：北緯 33 度 39 分の線	東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること）。
1 3 隻		東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること）。
9 隻	小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）ただし、北緯 27 度 41 分以北及び北緯 24 度 30 分以南の海域を除く。	東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること）。